

大阪府における法人府民税の超過課税の廃止・軽減に関する要望

(2004年2月2日)

大阪商工会議所
社団法人 関西経済連合会

足元の景気が明るい兆しをみせるなかで、自律的な地域経済の再生・新たな発展を図るためには、いうまでもなく民間企業の活力および競争力を活かすことが不可欠である。地元企業の発展を強力に支援するとともに、広く内外から企業を誘致するため、地方自治体が税など企業負担の軽減を図ることは、魅力あるビジネス環境を創造することとなり、地域経済の活性化につながる。

こうしたなかで、地元・大阪府は、主として大企業・中堅企業を対象に法人府民税および法人事業税における超過課税を実施している。特に、法人住民税(均等割)の超過課税は47都道府県のうち、大阪府のみで適用されている。

かねて主張してきたように、地域経済を支える多くの企業に対し、安易にこうした負担を求めているのは、地域の産業競争力を低下させ、税収増加を見込めず財政再建は困難となるおそれがある。

なお、超過課税分の廃止・軽減による税収減については、歳出面からの徹底した見直し・削減によって補うべきである。

については、大阪府の法人府民税の超過課税について、下記の諸点を望みたい。

記

1. 法人府民税均等割の超過課税分の廃止

法人府民税の均等割については、その超過課税分を現行条例の期限である平成16年3月31日をもって、確実に廃止すべきである。

2. 法人府民税法人税割の超過課税分の廃止・軽減

法人府民税の法人税割についても、本来、標準税率(5.0%)を適用すべきである。当面の措置としては、地方税法が認める制限税率いっぱいまで課税している現行の超過税率(6.0%)を近隣府県並みの5.8%にまで軽減すべきである。